

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特定疾病の認定	
根拠法令・条項	国民健康保険法施行令第29条の2第8項 国民健康保険法施行規則第27条の13	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	国が指定した下記の特定疾病に関する療養を受ける場合、特定疾病療養受療証を医療機関等に提示することにより、同じ医療機関等で支払う同じ診療月内の自己負担額が1万円（人工腎臓を実施している慢性腎不全の方で、各被保険者の総所得金額等が600万円を超える世帯に属する69歳以下の方は、2万円）となる。 対象となる特定疾病については次の3つをいい、医師の証明書等で該当するか確認し、特定疾病療養受療証を交付する。 1 血友病（血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第八因子または第九因子障害に限る。） 2 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み厚生労働大臣の定めるものに限る。） 3 人工腎臓を実施している慢性腎不全 ※対象疾病に関する療養を、同じ診療月内に複数の医療機関等で受けた場合、それぞれの医療機関等で自己負担限度額までの支払が必要。また、同じ医療機関であっても入院と外来がある場合、入院、外来のそれぞれで自己負担限度額までの支払が必要 ※院外処方による薬局の一部負担金は、処方せんを交付した医療機関の一部負担金と合算し、特定疾病の自己負担限度額を超える場合には、超えた額を高額療養費として支給申請できる。 ※「特定疾病療養受療証」は申請月の初日から適用されるが、申請月の前月以前に遡って適用されない。 申請に必要なもの ・被保険者であることが確認できるもの ・印かん(朱肉を使うもの) ※世帯主が自署する場合は不要 ・医師の証明書	
標準処理期間	標準処理期間	即日交付
	標準処理期間を設定できない理由	